

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の一部改正について

1 改正の概要

精神医療センターで「光トポグラフィー検査」を開始するため、料金を定める。また、産科医療補償料について、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める現行の額に改正する。

2 改正箇所

(1) 産科医療補償料

- ・ 産科医療補償料については金額で定めているが、掛金の額の改正の都度、料金規程の改正が必要になるため、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度の掛金の額に対応する改正を行う。

(2) 光トポグラフィー検査

- ・ 自由診療で検査を実施する。医師・看護師の人的費及び減価償却費を考慮し、「9,000円」の料金設定とする。

3 施行日

平成28年1月12日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の一部改正について

別表1中「特別に経費を要する診療等」の項中、

「

区分	単位	金額
産科医療補償料	1件	30,000円

」

を

「

区分	単位	金額
産科医療補償料	1件	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度の掛金の額
光トポグラフィー検査料	精神医療センター 1回	9,000円

」

に改める。

附 則

この規程は、平成28年1月12日から施行する。

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構の料金に関する規程 新旧対照表

新				旧			
(略)				(略)			
別表 1				別表 1			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
LDR室使用料	こども医療センター	1日	16,000円	LDR室使用料	こども医療センター	1日	16,000円
産科医療補償料		1件	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度の掛金の額	産科医療補償料		1件	30,000円
先天性代謝異常検査採血料		1回	3,500円	先天性代謝異常検査採血料		1回	3,500円
(略)				(略)			
遺伝カウンセリング料		1回	1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等の算定方法により算定して得た額に当該検査に係る実相当額を加える。	遺伝カウンセリング料		1回	1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等の算定方法により算定して得た額に当該検査に係る実費相当額を加える。
光トポグラフィ一検査料	精神医療センター	1回	9,000円	予防的乳房切除術並びに乳房再建術及び予防的附属器（卵巣・卵管）摘出術に係る費用		1回	診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等の算定方法により算定して得た額を加える。
予防的乳房切除術並びに乳房再建術及び予防的附属器（卵巣・卵管）摘出術に係る費用		1回	診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等の算定方法により算定して得た額を加える。	(以下略)			

新	旧
(以下略)	

(1) 変更の理由・内容

公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療保障制度の掛金の額が改定されたため。また、精神医療センターにて光トポグラフィ検査を自由診療で開始するため。

(2) 施行日

平成28年1月12日

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構の料金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画（以下「中期計画」という。）第7料金に関する規定に基づき、理事長が定める額について定めるものとする。

(料金の額)

第2条 診療料等に規定する理事長が定める額は別表1のとおりとする。

2 その他の料金に規定する理事長が定める額は別表2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、以下の各号の一に該当する場合は、委託契約に基づく額を料金とすることができる。

(1) 国又は地方公共団体及び保険者等との委託契約に基づく検診等の額

(2) 国又は地方公共団体及び保険者等との委託契約に基づく障害福祉サービスの額

(手続き)

第3条 前条の額を定めようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

ただし、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に定められた点数を用いて料金を算定する場合及び購入価格に基づき実費負担額を定める場合には、別に事務局長が定める。

(還付及び減免)

第4条 料金の還付及び減免は、理事長が別に定める。

2 還付及び減免の手続きは、理事長はその決定を各所属長に委任する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。ただし、別表1「評価療養及び選定療養に係る保険外負担」の改正規定及び別表2「駐車場」の改正規定は、平成25年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月12日から施行する。

別表 1

区 分		単 位	金 額		
評価療養及び選定療養に係る保険外負担	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号（以下、「告示」という））第1条第1号に規定する先進医療		先進医療ごとに実費額として算定した額を基準に理事長が定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下、「10円未満を切り捨てた額」という。）		
	足柄上病院	助産に係るものを除く	トイレ付個室A	1日	10,000円
			トイレ付個室B	同	9,700円
			トイレ付個室C	同	8,800円
			個室D	同	8,100円
			個室E	同	7,600円
			2人室A	同	3,600円
		2人室B	同	3,500円	
		助産に係るもの	個室A	同	9,300円
			個室B	同	9,000円
			個室C	同	8,100円
			個室D	同	7,500円
			個室E	同	7,000円
	2人室A		同	3,300円	
	2人室B	同	3,300円		
告示第2条第1号に規定する特別の療養環境の提供	こども医療センター	バス・トイレ付個室A	同	16,500円	
		バス・トイレ付個室B	同	11,700円	
		バス・トイレ付個室C	同	11,300円	
	精神医療センター	個室	同	2,000円	
	がんセンター	バス・トイレ付個室A	同	37,200円	
		バス・トイレ付個室B	同	18,300円	
トイレ付個室		同	10,700円		
循環器呼吸器病センター	バス・トイレ付個室A	同	37,400円		
	バス・トイレ付個室B	同	23,600円		
	バス・トイレ付個室C	同	23,200円		
	トイレ付個室A	同	7,700円		
	個室B	同	7,300円		
	トイレ付個室G	同	13,600円		
	トイレ付個室H	同	14,200円		
	トイレ付個室I	同	14,000円		
	2人室	同	4,700円		
告示第2条第4号に規定する病院の初診	足柄上病院	1回	1,620円		
	こども医療センター	同	4,320円		
	がんセンター	同	2,700円		

特別に経費を要する診療等	新生児介補料		1日	3,810円
	胎盤処理料		1胎盤	2,000円
	LDR室使用料	こども医療センター	1日	16,000円
	産科医療補償料		1件	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度の掛金の額
	先天性代謝異常検査採血料		1回	3,500円
	セカンドオピニオン料		1回	1 基本料金 医科診療報酬点数表の初診料、診療情報提供料Ⅱ及びがん患者指導管理料又は小児特定疾患カウンセリングにより算定した額に消費税及び地方消費税相当額（10円未満を切り捨てた額）（以下「消費税等」という。）を加えた額 2 画像・検査データに基づく診断をした場合には、診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等を加える。
	遺伝カウンセリング料		1回	1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。
	光トポグラフィー検査料	精神医療センター	1回	9,000円
	予防的乳房切除術並びに乳房再建術及び予防的附属器（卵巣・卵管）摘出術に係る費用		1回	診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等を加える。

別表 2

区	分	単位	料 金
被服貸与料	新生児被服の貸与	下記以外	1日 400円
		おむつ類のみ	1日 240円
		下着類のみ	1日 160円
	上記以外の場合	下記以外	1日 430円
		おむつ類のみ	1日 260円
		下着類のみ	1日 170円
被服消毒料		1枚	190円
文書料	診断書の交付	普通診断書	1通 1,700円
		死亡診断書その他記載事項がこれに類するもの	同 3,400円
		労働者災害補償保険に関する診断書	同 理事長が国と協議して定める額
		自動車損害賠償責任保険に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの	同 5,000円
	証明書の交付	通院証明書その他記載事項がこれに類するもの	同 1,150円

		家族療養費の支給に関する証明書その他記載事項がこれに類するもの	同		1,700 円
		労働者災害補償保険に関する証明書	同	理事長が国と協議して定める額	
		自動車損害賠償責任保険に関する診療明細書その他記載事項がこれに類するもの	同		3,300 円
	死体検案書の交付		1 通		3,300 円
	診察券の再交付		1 枚		150 円
県立病院における診療情報の提供に関する指針（ガイドライン）6（3）ただし書き及び7（1）に定める者への診療情報の提供に関する費用				理事長が別に定める額	
保険会社職員の医師面談料			1 回		5,000 円
駐車場	足柄上病院	診療等を受けるために利用する場合（30 分を超える利用に限る。）	1 回 1 台		200 円
		診療等を受けるために利用する場合以外の場合	30 分を超え 3 時間以内の利用の場合	同	200 円
			3 時間を超える利用の場合	同	最初の 3 時間につき 200 円 最初の 3 時間を越える時間 1 時間までごとにつき 100 円
		がんセンター及び循環器呼吸器病センター	診療等を受けるために利用する場合（30 分を超える利用に限る。）	同	
	診療等を受けるために利用する場合以外の場合		30 分を超え 3 時間以内の利用の場合	同	300 円
			3 時間を超える利用の場合	同	最初の 3 時間につき 300 円 最初の 3 時間を越える時間 1 時間までごとにつき 100 円
	こども医療センター		診療等を受けるために利用する場合及び診療等を受ける者の同居の家族が当該診療等を受ける者の付添いを行うために利用する場合（30 分を超える利用に限る。）	同	
		診療等を受けるために利用する場合及び診療等を受ける者の同居の家族が当該診療等を受ける者の付添いを行うために利用する場合のいずれにも該当しない場合	30 分を超え 3 時間以内の利用の場合	同	200 円
			3 時間を超える利用の場合	同	最初の 3 時間につき 200 円 最初の 3 時間を超える時間 1 時間までごとにつき 100 円